

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年7月1日

【会社名】 株式会社ヤマシナ

【英訳名】 YAMASHINA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀 直 樹

【本店の所在の場所】 京都市山科区東野狐藪町16番地

【電話番号】 075 - 591 - 2131 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 木 村 隆 宣

【最寄りの連絡場所】 京都市山科区東野狐藪町16番地

【電話番号】 075 - 591 - 2131 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 木 村 隆 宣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等に関し、異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該異動に係る監査公認会計士等の名称

存続する監査公認会計士等

ひびき監査法人

消滅する監査公認会計士等

新橋監査法人

(2)当該異動の年月日

平成26年7月1日

(3)消滅する監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成26年6月23日

(4)消滅する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5)当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である新橋監査法人（消滅監査法人）が、平成26年7月1日付で、大阪監査法人（存続監査法人）と合併し、同日付けで大阪監査法人の名称をひびき監査法人に改めたことに伴うものであります。

これに伴いまして、当社の監査証明を行う監査公認会計士等はひびき監査法人となります。

(6)上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る消滅する監査公認会計士等の意見

特段の意見はないとの申し出を受けております。

以上